

いじめ防止基本方針

四万十町立影野小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものである。場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

また、いじめは、大人社会にある暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同じ社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を認めていると思われるような行動や言動を許したり、「自分とは違う、合わない」という理由で特定の人を差別したりといった、大人の行動や言動が、子どもに影響を与えているということも言われている。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものお手本となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付けることが必要である。あわせて、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもって、一人一人の大人がその役割と責任を自覚しなければならない。

学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、いじめの解決を目指し、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分發揮できる学校づくりを進めなければならない。

私たちは、日々子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋やその後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかなければならない。そのために、学校・保護者・地域住民等の関係者が連携しながら、それが主体的・積極的に取り組み、地域ぐるみでいじめの防止等のための対策を推進することができるよう「影野小学校いじめ防止対策基本方針」を改訂した。

2 基本理念

本校の教育目標は「影野を愛し、世界を視野に入れ、自ら行動する児童の育成」としている。目標実現のためには、心豊かで安全かつ安心できる学校にしなければならない。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、「いじめを正当化するいかなる理由も存在しない」「いじめは決して許されない」「いじめは卑劣な行為である」との共通認識を持ち、該当児童の保護者や地域住民、その他の関係機関等と連携を図り、いじめ防止及び早期発見に取り組むと共に、児童がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速に対処し、全ての教育活動、生徒指導を通して、いじめの根絶に努めなければならない。

3 いじめの定義

(定義)

いじめ防止対策基本法第2条（平成25年法律第71号）

1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止等の取組

（1）組織の設置と取組

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策基本法第22条（平成25年法律第71号）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

この組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる次の役割を担う。

①【させない：未然防止】

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う
《学校全体として》

- ・いじめは、加害者及び傍観者の問題であるという共通理解を図ること。（被害者側にも問題があるとの考え方の間違いについて十分な学習をする）
- ・教育相談活動の充実と全教育活動を通した積極的生徒指導の展開を図ること。
- ・家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること。

《教職員として》

- ・いじめの兆候等を察知し見抜く人権感覚を磨くこと。
- ・不安や悩みを受容する姿勢を持つこと。
- ・教職員と児童の信頼関係に基づいたわかる授業づくりに努め、「自信」と「やる気」を引き出し、共感的理のできる教育的風土を育てること。
- ・児童の心の居場所づくりに努めること。
- ・一人一人の児童の心の理解に努めること。
- ・いじめは許さないという学級風土をつくること。
- ・互いに個性を認め合う仲間づくりや学級経営に努めること。
- ・いじめを受けた児童を最後まで守ること。
- ・教職員間で連携・協力して問題の解決に当たること。
- ・児童や保護者からの声に誠実に応えること。

—取組の具体—

◇教育相談体制の充実

月1回～2回のスクールカウンセラーによる学校訪問

◇職員会「児童理解コーナー」(毎水曜日)

児童理解や生徒指導上の悩み、問題行動やいじめ等情報を共有し協議する。

◇校内委員会(適宜)

問題行動、いじめ、発達障害等の個別の課題に対し、関係教職員、専門機関等で具体的な支援や指導方法を検討、確認する。

—一年間計画—

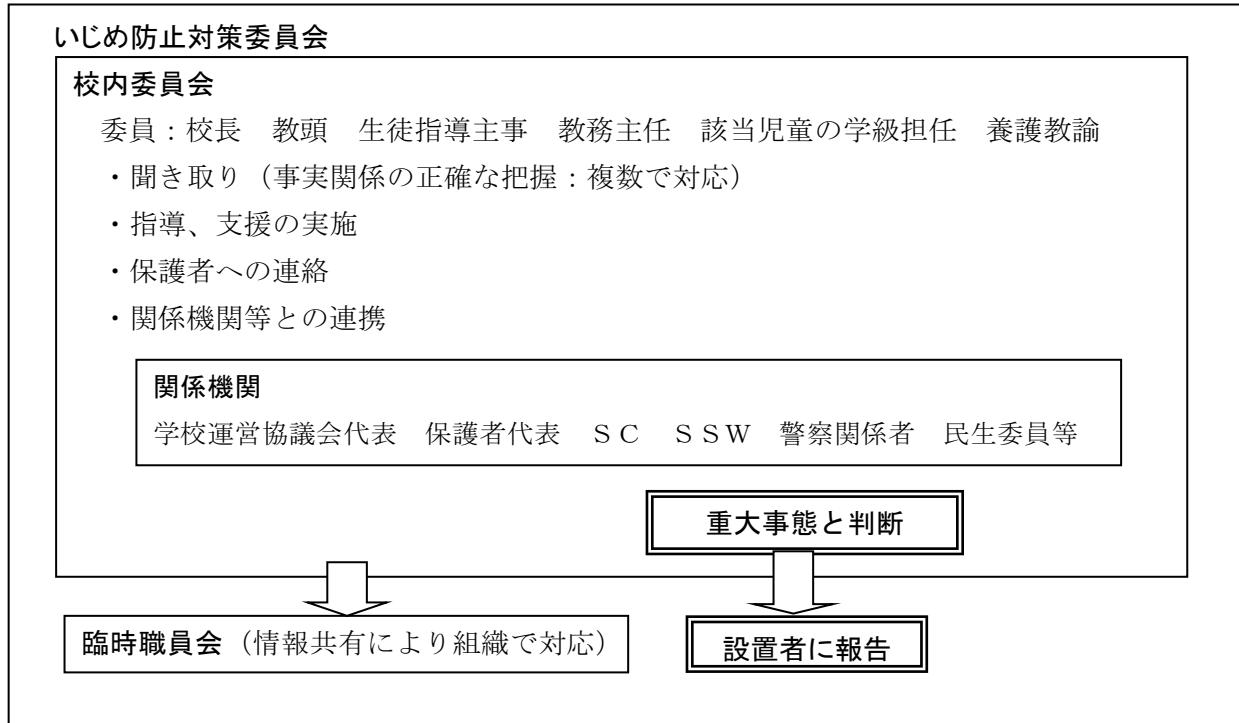
- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 4月 | 「いじめ基本方針」の確認(教職員と保護者) |
| | 児童支援と理解のための職員会議① |
| | 学校運営協議会に児童が参画 |
| | 各学級で「高知家 やさしさいっぱい子ども宣言」に取り組む |
| 5月 | 学校生活アンケート(いじめアンケート)① |
| | 学校生活アンケートをもとにした個人面談 |
| 6月 | Q-Uアンケート① |
| | Q-Uアンケート①の検証 |
| 7月 | 防犯教室でネットいじめについて |
| | 個人面談 長期休業中の生徒指導・教育相談(必要に応じて三者面談) |
| 8月 | いじめに関する校内研修会 |
| 9月 | 児童支援と理解のための職員会議② |
| 10月 | 学校生活アンケート② |
| | 学校生活アンケートをもとにした個人面談 |
| 11月 | Q-Uアンケート② |
| | Q-Uアンケート②の検証 |
| 12月 | 個人面談(必要に応じて三者面談)の実施 |
| | 学校評価アンケート(児童・保護者・教職員)の実施 |
| 1月 | 児童支援と理解のための職員会議③ |
| 2月 | 学校関係者評価の実施 |
| | 学校運営協議会に児童が参画 |
| 3月 | 年間のまとめと次年度の計画づくり |
| | ※スクールカウンセラーの訪問日に児童支援と理解のための研修会を設定する |

②【気づく・対応する：早期発見・事案対応の体制】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設ける
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録と共有を行う
- いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

○いじめの被害児童に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる

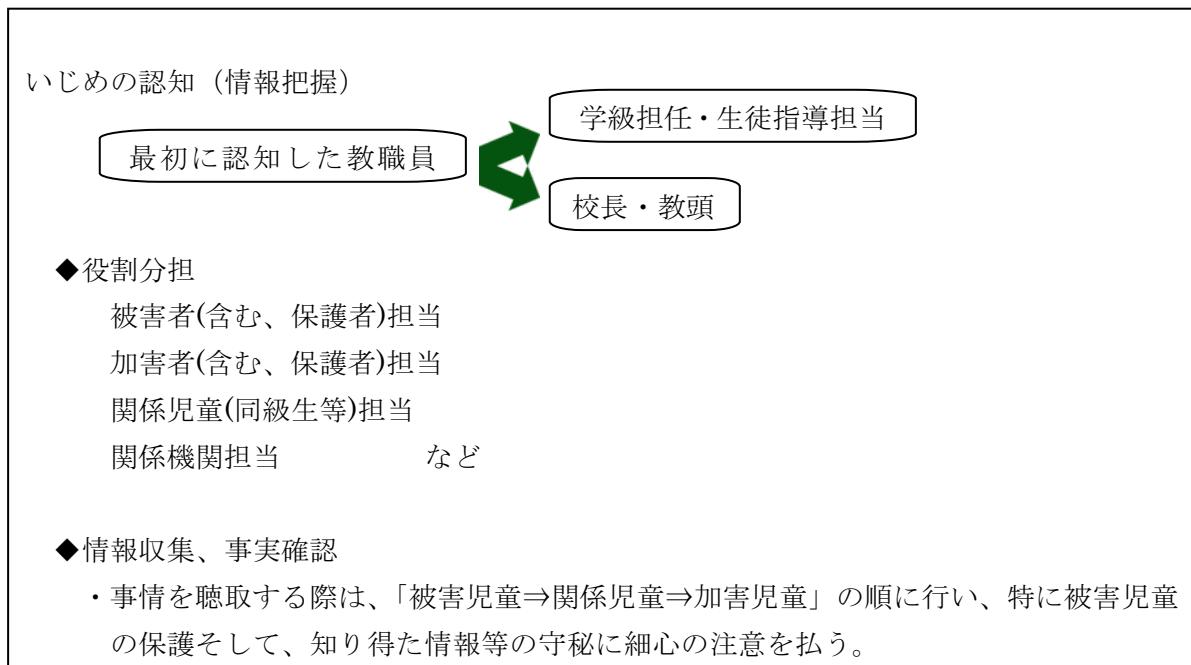
—組織体制図—



—いじめを認知した際の対応—

いじめ事案が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発を防止することを第一義として、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援及び、加害児童への指導とその保護者への対応を迅速かつ的確に行う。

その際の、基本的な対応の流れは下記のとおりとする。



◆関係児童への対応・指導

・いじめの被害児童への対応

被害児童の保護を第一に心のケア（スクールカウンセラー等の支援）等に努め、安心して通学できるように最大限に配慮する。場合によっては、保健室等の別室登校等を行う。

・いじめの加害児童への指導・対応

当該児童の家庭環境等の理解に努めるとともに、いじめ行為については毅然とした指導を心がける。

・関係児童（いじめを目撃した児童）等への対応・指導

◆関係する保護者への対応

・特に被害児童の保護者への対応については、最大限の配慮のもと、事実・情報を正確に余すところなく伝え、迅速かつ誠実な対応を行う。

◆関係機関との連携

・触法行為と判断した場合は、行政各機関や所轄警察署との速やかな情報交換を行い、連携して対応する。

③【基本方針に基づく各種取組】

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直しを行う

（2）重大事態への対処

重大事態とは

【いじめ防止対策推進法第28条より】

（1）いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

例）児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等の重大な被害を受けた場合

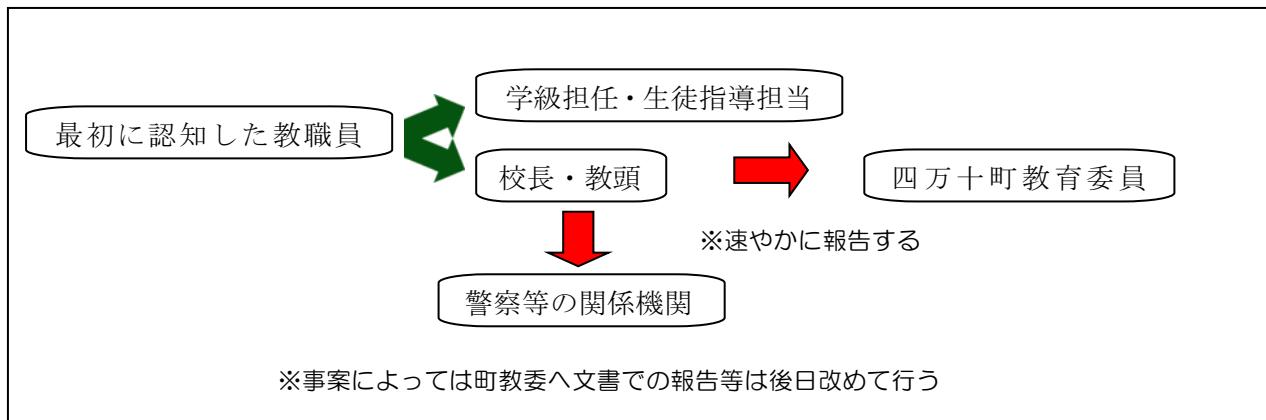
（2）いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義等を踏まえ年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安に関わらず迅速に調査に着手する。

（3）児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
この時点で、重大事態が発生したものとして速やかに報告・調査にあたる。

当該事案について、四万十町教育委員会が調査主体を判断することになるが、（四万十町教育委員会の指導・助言のもと）本校が調査主体となる場合は基本的に前述の「いじめを認知した際の対応」に準じて進めることとする。

但し、「いじめの認知（情報把握）」については、下記のとおりとし、緊急時の臨機応変の対応を是とする。



◎ 調査結果については、いじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 各取組についての評価

(1) 現状の問題点について整理し、改善が図られたか。

いじめが起きないために教師間で互いに情報を提供し合う体制ができていたか。校長・教頭に情報が伝わりやすい体制になっていたなど、現状の指導体制の問題点を整理し、全教職員に情報が正確に伝わり、具体的な対応策を講じることができたか。

(2) 教師の意識改革が図られたか。

「自分の学級で起きたいじめは自分一人で解決する」「自分の学級だけはいじめを起こさない」という教師の意識は、適切な対応を見誤ることにつながる可能性があり、教師相互の信頼関係も失いかねない。このことを教職員一人ひとりが認識し、全教職員がいじめ問題に関わっていくという意識を持てたか。

(3) 全ての子どもや保護者に対して組織を生かした丁寧な対応ができたか。

一人ひとりの子どもや保護者に対して組織を生かした丁寧な対応をし、いじめ問題の解決によって学校への信頼がより一層高まる取組ができたか。

附則1 この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附則2 この基本方針は、平成30年3月14日に改定する。

附則3 この基本方針は、令和7年12月1日に改定する。